

# 専門実践教育訓練明示書

講座の名称	歯科衛生士													
実施方法	① <b>通学</b> ( <u>昼間</u> ) ・ 夜間 ・ 土日 ) ② 通信 スクーリング(回数 回)													
指定講座番号	6	6	0	0	8	—	2	0	2	0	0	2	—	8
講座の創設年月日	昭和54年4月1日			令和5年9月30日まで			過去一年の講座実績	入講者数(46人)	修了者数(41人)					
訓練期間	36ヶ月						総訓練時間	2685時間						
1. 教育訓練目標														
①取得目標とする資格の名称、目標レベル							<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( 歯科衛生士 ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学院 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( ) 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等							
②①に係る資格・試験等の実施機関名称							一般財団法人 歯科医療振興財団							
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等							本学に3年間以上在籍し卒業単位(104単位以上)を修得したことにより卒業が認定されること							
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況							歯科衛生士として歯科診療所、総合病院歯科口腔外科、高齢者施設、保健センター等で活用される							
2. 教育訓練の内容														
教科 (カリキュラム)							時間			使用教材名				
別紙(学科課程表)添付														
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)														
①受講するに当たって必要な実務経験等							なし							
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準							高等学校卒業程度							
③その他														

[ 特記事項 ]

--

# 専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
<b>(1) 資格取得状況</b>					
① 前年度の修了者数	41	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	46	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	41	人	受験率(③/②)	89.1	%
④ ③のうち合格者数	41	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	41	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人			
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。					
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。					
<b>(2) 受講修了者による講座の評価等</b>			※令和2年度より実施予定		
① 回答者総数			人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員		人		
	2 非正社員、派遣社員		人		
	3 その他の就業(自営業等)		人		
	4 非就業		人	} ②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		人	} ③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		人		
	3 社内外の評価が高まる		人		
	4 円滑な転職に役立つ		人		
	5 趣味・教養に役立つ		人		
	6 その他の効果		人		
	7 特に効果はない		人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	} ④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる		人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人		
	4 趣味・教養に役立つ		人		
	5 その他の効果		人		
	6 特に効果はない		人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	} ⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人		
	4 就職していない		人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足		人	} ⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足		人		
	3 どちらとも言えない		人		
	4 やや不満		人		
	5 大いに不満		人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	カリキュラムに沿った小テスト、実技試験 等にて習得度を確認している。結果に応じ補習を実施している。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数					

# 専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

<b>6. 受講効果の把握方法</b>			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	各科目の出席率が2/3以上かつ各科目の試験において60%以上の者に対し単位を与える(学則第26,27,29条)		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムに沿った小テスト、実技試験等にて習熟度を確保している。結果に応じ補習を実施している。		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	全ての授業科目において単位を取得した者について卒業を認定する(学則第29条2項)		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムに沿った小テスト、実技試験等にて修得度を確保している。結果に応じ補習を実施している。		
<b>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	質問表を随時受け付け、希望に応じ個別指導を行っている		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 <small>(例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)</small>	資格試験のための模擬試験の実施、就職のためのセミナー実施及び個別相談		
<b>8. その他の事項</b>			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	一般社団法人 (代表者名: 山崎 安仁 ) 富山県歯科医師会		
住所及び連絡先	富山県富山市五福五味原2741-2		TEL 076-441-5355
施設名称及び施設長名	富山歯科総合学院 (施設長: 城川 和夫 )		
住所及び連絡先	富山県富山市五福五味原2741-2		TEL 076-441-5355
苦情受付者	氏名 山本 吉博 所属 富山県歯科医師会事務局	事務担当者	氏名 岩井 艶子 所属 歯科衛生士科
連絡先	TEL 076-441-5355		連絡先 TEL 076-441-5355
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		1,762,961 円
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		
① 一括払			300,000 円
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		
③ 両方可能			1,462,961 円
			第1期 395,601 円
			第2期 200,000 円
			第3期 250,063 円
			第4期 200,000 円
			第5期 217,297 円
			第6期 200,000 円
			(うち、必須教材費 262,961 円)
		2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	
		417,039 円	
		① 任意の教材費(税込額)	
		0 円	
		② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	
		0 円	
		③ 施設維持費(税込額)	
		150,000 円	
		④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	
		267,039 円	
		3. 総額 (1+2) (税込額)	
		2,180,000 円	

令和2年度 富山歯科総合学院 歯科衛生士科  
**学科課程表**

講義:1時間 45分

教育内容	学 科 目	授業単位	時間数
<b>基礎分野</b>		<b>10</b>	<b>150</b>
科学的思考の基盤	生物	1	15
	化学	1	15
人間と社会生活の理解	心理学	1	15
	経済学	1	15
	国語	1	15
	歯科英語	2	30
	英会話	1	15
	保健体育	1	15
	美術	1	15
<b>専門基礎分野</b>		<b>24</b>	<b>375</b>
人体(歯・口腔を除く)の構造と機能	解剖学	1	15
	生理学	1	15
	生化学	1	15
	栄養指導	1	15
歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学Ⅰ	1	15
	口腔解剖学Ⅱ	1	15
	口腔解剖学Ⅲ	1	30
	口腔生理学	1	15
	組織・発生学	2	30
疾病の成り立ちと回復過程の促進	病理学	2	30
	薬理学	2	30
	微生物・口腔微生物学	2	30
歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	3	45
	衛生統計学	1	15
	衛生・公衆衛生学	2	30
	衛生行政	1	15
	社会福祉	1	15
<b>専門分野</b>		<b>59</b>	<b>1920</b>
歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2	30
臨床歯科医学	歯科臨床概論・歯科医療倫理Ⅰ	1	15
	歯科臨床概論・歯科医療倫理Ⅱ	1	15
	保存修復学	1	30
	歯内療法学	1	30
	歯周治療学	1	30
	歯科補綴学	1	30
	矯正歯科学	1	30
	口腔外科学	1	30
	小児歯科学	1	30
	歯科口腔放射線学	1	15
	高齢者歯科学	1	15
	障害者歯科学	1	15
	歯科予防処置	う蝕予防処置Ⅰ	1
う蝕予防処置Ⅱ		1	30
歯科予防処置Ⅰ		3	90
歯科予防処置Ⅱ		2	60
歯科保健指導	口腔保健管理	1	30
	保健指導Ⅰ	2	60
	保健指導Ⅱ	3	90
	保健指導Ⅲ	1	15
歯科診療補助論	口腔介護学	1	30
	歯科診療補助Ⅰ	2	60
	歯科診療補助Ⅱ	2	60
	歯科診療補助Ⅲ	1	30
	救急蘇生	1	15
	臨床検査学	1	15
	医療事務	1	15
臨床・臨地実習	介護学	1	30
	臨床実習Ⅰ	9	405
	臨床実習Ⅱ	11	495
	臨地実習	1	45
<b>選択必修分野</b>		<b>11</b>	<b>240</b>
	医療情報処理技術	1	15
	プレゼンテーション技術	1	15
	音楽療法	1	15
	医療全般	2	30
	医療コミュニケーション	1	15
	看護学	1	30
	臨床歯科学Ⅰ	1	30
	臨床歯科学Ⅱ	1	30
	臨床歯科学Ⅲ	1	30
	臨床歯科学Ⅳ	1	30
	<b>合 計</b>		<b>104</b>

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。